

## 熊本県本庁舎広告掲載審査基準

この基準は、熊本県広告活用事業実施要綱(以下、「要綱」という)に基づき実施する熊本県庁舎広告活用事業について、広告掲載の可否の判断を行う基準として定めるものである。

### 要綱第3条第1項に定めるもの

#### (1) 法令等に反するもの

- ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
- イ 法令等に基づく許認可を受けていない商品又はサービスを提供するもの
- ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供にかかるもの

#### (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの

- ア 暴力、ギャンブル、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したもの
- イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの
- ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
- エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの
- オ その他社会秩序を乱すおそれがあるもの

#### (3) 誇大又は虚偽のおそれがあるもの

- ア 根拠のない表示や誤解を招くような表現を含むもの
- イ 射幸心を著しくあおる表現を含むもの
- ウ 社会的に認められていない許認可、保障、賞又は資格等を使用して権威付けようとするもの
- エ 自己の供給する商品等について、これと競合関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、又は暗示するもの
- オ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨し、又は保証する記述があるもの
- カ 他人名義の広告
- キ 広告の内容又は責任の所在が明確でないもの
- ク 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等しているかの表現のもの(国、地方公共団体その他公共の機関が別に認証等を行っている商品やサービス等に係るものを除く。)
- ケ その他誤認させるおそれがある表示又は表現を含むもの。

#### (4) 思想、信条、政治又は宗教に関するもの

- ア 社会問題についての個人又は団体の意見広告
- イ 国内世論が大きく分かれているものについての主義主張
- ウ 個人又は法人の名刺広告

- エ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの  
（政党広告を含む）
- オ 公の選挙に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- カ 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれがあるもの
- キ 迷信又は非科学的なものに類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
- （５） 第三者をひぼう、中傷、排斥するおそれがあるもの
  - ア 他人の名誉・信用を毀損し、又は他人の業務を妨害するもの又はそのおそれがあるもの
  - イ 人種、性別、心身の障がい等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- （６） 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれがあるもの
  - ア 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもので若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- （７） その他広告として表示することが適当でないと県が認めるもの
  - ア デザイン及び色彩が著しく派手で品位を欠き、広告媒体との調和を損なうと認められるもの
  - イ 県の行政運営に支障を来すと認められるもの
  - ウ その他社会的に不適切と判断するもの

要綱第 3 条第 2 項に定めるもの

- （１） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
  - ア 同法第 2 条に規定する営業に該当するもの
  - イ インターネット異性紹介事業に該当するもの
  - ウ その他類似する業種と認められるもの
- （２） 教育上又は健康増進上の観点から配慮が必要なもの
  - ア たばこに関するもの
  - イ ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）に関する業種
- （３） 消費者保護の観点から配慮が必要なもの
  - ア 貸金業
  - イ 債権取立て、示談引受け等に関する業種
  - ウ 法律に定めのない医療類似行為を行う業者
  - エ 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれに類する取引に関するもの
  - オ 募金又は寄付金の募集に関するもの
- （４） その他広告を表示する業種又は業者として適当でないと県が認めるもの